

株 主 各 位

千葉県市川市市川南二丁目8番8号
京葉瓦斯株式会社
代表取締役社長 湯山英清

第132期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第132期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月28日（火曜日）午後5時までには到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県市川市市川南二丁目8番8号
当会社 本店
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第132期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第132期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 故代表取締役会長菊池智氏に対し弔慰金並びに退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会招集通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.keiyogas.co.jp/>）に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事 業 報 告（平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の我が国経済は、政府や日本銀行の各種政策の推進により、雇用情勢や所得環境の改善が見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしましたが、世界経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動に対する懸念から、先行きはやや不透明な状況となっております。

エネルギー業界におきましては、平成28年4月の電力小売り全面自由化に続き、平成29年4月からはガス小売り全面自由化も実施される予定であり、エネルギー間の相互参入や異業種からの新規参入の動きが見られるなど、当社を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

このような状況のなか、当社は平成28年からの3ヵ年を実施期間とする中期経営計画に定めた「オール京葉ガスとしてエネルギー供給事業をコアとしながら多様なサービスを提供し、『地域と共に成長する価値創造企業』を実現する」という基本的な方向性のもと、諸施策に着実に取り組んでまいりました。

エネルギーシステム改革への対応につきましては、新しい託送料金の申請・認可や社内体制見直しの検討を進めるなど、ガス事業制度の変更への的確な対応を実施してまいりました。

保安の高度化と供給基盤の強靱化につきましては、緊急保安研修施設の建設などを進めてきたほか、導管ネットワークの耐震性向上対策を推進してまいりました。

また、当社の都市ガスをお使いいただいているお客さま向けの低圧電気の販売を平成28年7月から開始したほか、グループ一体となった競争力強化に向けた施策に取り組んでまいりました。

以下、これらをはじめとする事業活動による当期の成果につきまして、ご報告いたします。

[ガ ス]

当期末におけるお客さま件数は、前期末に比べ13,013件、1.4%増加の912,959件となりました。

また、当期におけるガス販売量は、前期に比べ0.2%増加の688,111千 m^3 となりました。

ガス販売量を用途別に見ますと、家庭用につきましては、冬から春先の気温・水温が前年に比べ高めに推移した影響などにより、前期に比べ1.2%減少の290,608千 m^3 となりました。

また、業務用のガス販売量につきましては、商業用などの空調需要が増加したことなどにより、前期に比べ1.3%増加の397,503千 m^3 となりました。

ガス売上高につきましては、原料費調整制度による販売単価の下方調整などにより、前期に比べ17.5%減少の655億84百万円となりました。

[受注工事]

受注工事売上高は、前期に比べ8.2%増加の37億62百万円となりました。

[そ の 他]

その他の事業の売上高は、前期に比べ3.1%増加の83億53百万円となりました。

以上の結果、当期の売上高につきましては、前期に比べ14.7%減少の777億円となりました。

一方、費用につきましては、原料価格下落の影響で原材料費が減少したことなどにより、営業費用は前期に比べ15.2%の減少となりました。

この結果、営業利益は前期に比べ7.2%減少の50億15百万円、経常利益は6.6%減少の54億55百万円、当期純利益は5.1%減少の37億30百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中における設備投資等の総額は、84億6百万円となりました。

その主な内容は、供給基盤の強靱化に向けた導管設備投資などです。

(3) 資金調達の状況

長期借入金として5億円を借入れました。

なお、当期中における増資及び社債発行による資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

平成28年4月の電力小売り全面自由化に続き、平成29年4月にはガスの小売りも全面自由化が実施されるなど、エネルギー間の競争は一層激しくなると想定されます。今後、地域のお客さまに必要とされる企業グループであり続けるためには、ガスの安定供給と保安の確保を大前提に、競争力のある価格でより質の高いサービスを提供し続けることが必要となります。

このような経営環境において、当社は中期経営計画に掲げる諸課題を確実に実施するとともに、環境の変化に対し機敏かつ柔軟に対応してまいります。

一つ目の課題は、「エネルギーシステム改革への対応」です。ガス事業制度の変更に対応するとともに、変更後の業務・社内体制を円滑に運営し、お客さま対応を確実に行ってまいります。

二つ目の課題は、「保安の高度化と供給基盤の強靱化」です。平成29年竣工の緊急保安研修施設において、実際の現場を想定した様々な訓練を実施することにより保安の高度化を推進するほか、導管網の整備等による供給ネットワークの強化に継続的に取り組んでまいります。

三つ目の課題は、「サービス価値の向上」です。ガス料金につきましては、お客さまの利便性向上につながる料金メニューの多様化や料金低廉化を目指してまいります。また、競合者による様々なサービスの展開に対抗するため、ガスと電気のマルチエネルギー供給の展開や地域密着の特性を活かしたオール京葉ガスだからこそできる付加価値サービスを提供するとともに、お客さまにとってより魅力的なサービスを検討・展開してまいります。

四つ目の課題は、「経営基盤の整備」です。グループ一体となった競争力強化に資する施策を推進するとともに、業務の効率化や事業運営コストの低減化を進め、財務体質の強化を図ってまいります。

当社は、これらの取り組みを通して企業価値の向上を図り、厳しい経営環境下においてもお客さまや社会から信頼され、選ばれ続ける企業を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 129 期 平成25年	第 130 期 平成26年	第 131 期 平成27年	第 132 期 平成28年
売 上 高 (百万円)	90,579	96,293	91,122	77,700
経 常 利 益 (百万円)	3,106	3,622	5,842	5,455
当 期 純 利 益 (百万円)	2,083	2,357	3,929	3,730
1株当たり当期純利益 (円)	38.22	43.27	72.13	68.48
総 資 産 (百万円)	85,878	87,792	90,184	91,293
純 資 産 (百万円)	49,598	51,568	55,756	59,263

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
京葉ガス不動産株式会社	90 ^{百万円}	100.0 %	不動産の賃貸・仲介
京葉ガスカスタマーサービス株式会社	30	100.0	ガスメーターの受託検針
京 和 ガ ス 株 式 会 社	80	50.6	都市ガスの供給及び販売

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であり、持分法適用関連会社は2社であります。

当連結会計年度における売上高は前期に比べ14.6%減少の809億84百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ9.9%減少の39億99百万円となりました。

(7) 主要な事業内容 (平成28年12月31日現在)

都市ガスの製造、供給及び販売

ガス工事の施工

ガス機器の販売

- (8) 主要な営業所及び工場（平成28年12月31日現在）
- 本社所在地 千葉県市川市市川南二丁目8番8号
 事務所所在地 千葉県市川市、船橋市、松戸市、柏市
 製造所所在地 千葉県千葉市中央区
 供給所所在地 千葉県松戸市、柏市、浦安市、白井市

(9) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
892名（前期末比増減+12名）	42.9歳	20.1年

（注）上記の従業員数は常勤の就業人員数であり、出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成28年12月31日現在）

借入先	借入金残高
	億円
株式会社日本政策投資銀行	41
株式会社千葉興業銀行	18
株式会社みずほ銀行	16
みずほ信託銀行株式会社	6
明治安田生命保険相互会社	1

2. 会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 54,476,299株（自己株式198,701株を除く。）
- (3) 株主数 1,534名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 南 悠 商 社	16,500	30.29
株 式 会 社 ケ イ ハ イ	4,492	8.25
京 葉 住 設 株 式 会 社	3,000	5.51
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	2,700	4.96
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	2,304	4.23
京 葉 プ ラ ン ト エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	1,993	3.66
か も め ガ ス 株 式 会 社	1,740	3.20
京 葉 瓦 斯 従 業 員 持 株 会	1,132	2.08
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,053	1.93
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,050	1.93

(注) 持株比率は自己株式（198,701株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	菊 池 節	株式会社南悠商社代表取締役社長、パウダーテック株式会社代表取締役会長、公益財団法人菊池美術財団理事長
代表取締役社長	鴻 山 英 清	社務全般
常 務 取 締 役	羽 生 弘	供給本部長
常 務 取 締 役	山 田 英 男	広報部・総務部・人事部管掌、京葉ガス不動産株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	小井澤 和 明	企画部・情報システム部・技術研修センター管掌
常 務 取 締 役	丸 山 京 治	営業本部長
常 務 取 締 役	江 口 孝	経理部・資材部管掌
取 締 役	山 浦 信 介	人事部長
取 締 役	小 形 正 浩	営業本部長補佐、リビング営業部長
取 締 役	佐 藤 孝 次	
取 締 役	福 本 英 敏	京葉プラントエンジニアリング株式会社代表取締役社長
取 締 役 (社外取締役)	前 川 渡	前川法律事務所所長、株式会社アダストリア社外監査役
取 締 役 (社外取締役)	森 隆 男	公認会計士森隆男事務所所長、青南監査法人社員、株式会社アイセイ薬局社外取締役
常 勤 監 査 役	近 藤 英 男	
常 勤 監 査 役	磯 村 章 吾	
監 査 役 (社外監査役)	加賀見 俊 夫	株式会社オリエンタルランド代表取締役会長（兼）CEO、株式会社ミリアルリゾートホテルズ代表取締役会長、株式会社テレビ東京ホールディングス社外監査役
監 査 役 (社外監査役)	青 柳 俊 一	株式会社千葉興業銀行代表取締役頭取CEO

- (注) 1. 取締役森隆男氏は、平成28年3月29日開催の第131期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任したものであります。
2. 監査役青柳俊一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役前川渡、取締役森隆男、監査役加賀見俊夫の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 代表取締役会長菊池智氏は、平成28年8月20日逝去により退任いたしました。なお、菊池智氏は、退任時において、株式会社南悠商社代表取締役社長、

公益財団法人菊池美術財団理事長を兼務しておりました。

5. 代表取締役会長菊池節氏は、平成28年8月31日開催の取締役会の決議により取締役から代表取締役副社長に就任し、また、平成28年10月28日開催の取締役会の決議により代表取締役副社長から代表取締役会長に就任したものであります。
6. 取締役小形正浩氏は、平成29年1月1日付で担当が営業本部長補佐、リビング営業部長から、営業本部長補佐、お客さまサービス部長へと変更になりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役全員との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	14名 (2名)	218百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	30百万円 (4百万円)
合 計 (うち社外役員)	18名 (4名)	248百万円 (9百万円)

- (注) 1. 上記には、平成28年8月20日逝去により退任した取締役1名分が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 前 川 渡

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、前川法律事務所へ法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託を行っております。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当する事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役として中立かつ客観的な視点から職務を遂行するとともに、

当期に開催された取締役会12回中10回に出席し、必要に応じ、弁護士としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

② 取締役 森 隆 男

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当する事項はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当する事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役として中立かつ客観的な視点から職務を遂行するとともに、第131期定時株主総会で選任され就任した後に開催された取締役会10回中9回に出席し、必要に応じ、公認会計士及び税理士としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

③ 監査役 加賀見 俊 夫

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、株式会社オリエンタルランド及び株式会社ミリアルリゾートホテルズへの都市ガスの供給・販売等を行っております。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当する事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役と連携を図りつつ、社外監査役として中立かつ客観的な視点から監査を実施するとともに、当期に開催された取締役会12回及び監査役会4回の全てに出席し、必要に応じ、企業の経営者としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

④ 監査役 青 柳 俊 一

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、株式会社千葉興業銀行から資金の借入れ等を行っております。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当する事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役と連携を図りつつ、社外監査役として中立かつ客観的な視点から監査を実施するとともに、当期に開催された取締役会12回及び監査役会4回の全てに出席し、必要に応じ、企業の経営者としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人 青柳会計事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	金 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	22百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、取締役から算定根拠の説明を受けたほか、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積り額の妥当性等を考慮した結果、相当と判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるガス事業会計規則による部門別収支計算書の証明業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備にかかわる当社取締役会決議の内容は次の通りであります。

[取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]

- (1) 代表取締役は、法令、定款及び社会倫理に合致した企業倫理を遵守した事業活動が企業の存続・発展のために不可欠であることを自ら常に念頭に置いて業務を執行するとともに、全ての取締役・従業員に対してその重要性について継続的に周知徹底を図る。
- (2) 代表取締役及び取締役は、「企業行動基準」を遵守した職務の執行がコンプライアンス確立のための基盤となるとの認識に基づき、自らこれを率先垂範し、また、従業員がこれを継続的に実践するための体制として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確保のための重要な方針ならびに諸施策の実施に関する事項等の審議や報告を行い、施策を定期的実施する。
- (3) 法令等を遵守した職務の執行をサポートするための部署を設置するとともに、コンプライアンス上の問題について社内または外部の内部通報窓口に通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、取締役及び従業員のコンプライアンス違反を未然に防止する。
- (4) 社長直轄の内部監査部署が法令等の遵守状況、職務の執行に係る適正性・有効性等の監査を定期的に行うとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、財務報告の信頼性を確保する。
- (5) 市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の経済活動の障害となる活動を行う反社会的勢力から違法または不当な要求があった場合は、毅然とした態度で一切これを排除する。

[取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制]

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び社内規程に基づき、確実かつ適正に記録し、総務部長の責任の下、これらを保存及び管理する。
- (2) 前項の記録は、取締役及び監査役は常時閲覧できるものとし、そのために適切な方法により保存及び管理を行う。

[損失の危険の管理に関する規程その他の体制]

- (1) 当社の事業活動において生じる可能性のある様々なリスクに適切に対応するため、経営計画の策定にあたってこれらを総合的に評価し、各リスクに係る施策を決定し、遂行する。
- (2) 当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、その発生を防止し、または、発生時における迅速かつ適切な対応を行うため、社長または役付取締役を最高責任者とする管理体制を構築し、必要な施策を講じる。また、その他のリスクについては、それぞれについて規程・マニュアル等を整備し、また、必要な施策を講じることにより、これを管理する。

[取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]

- (1) お客さま視点を根幹とした「経営理念」が当社の経営の拠り所であり、全ての業務遂行にあたって最も重要な判断指針であることを全ての取締役及び従業員に浸透させることにより、取締役の職務の執行が効率的かつ適正に行われることを確保する。
- (2) 原則として毎月1回、取締役会を開催し、経営の基本方針、業務執行に関する重要事項及び会社法で定められた事項について審議及び報告を行うことにより、取締役の効率的かつ適正な職務の執行を確保する。
- (3) 原則として毎週1回、常勤取締役による常勤取締役会を常勤監査役も出席のもとで開催し、主要な業務執行にかかわる協議・報告を行うことにより、効率的かつ適切な業務執行が行われることを確保する。
- (4) 継続的な成長を遂げるための戦略及び目標を定めた「中期経営計画」を策定し、また、これを確実に達成するために必要となる施策を盛り込んだ「年次計画」を策定することにより、具体的な職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (5) 日常の業務執行については、社内規程により、その権限を適正に配分し、また、そのルールを遵守した処理を行うことにより、効率的かつ適正な業務執行が行われることを確保する。

[当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制]

- (1) 子会社については、自主性を尊重した経営を行わせる一方、役員として当社の役員を派遣することなどを通じて業務執行取締役の職務執行を監視・監督することにより、子会社における業務の適正を確保する。

- (2) 子会社における重要な業務執行の決定にあたり、当社への報告を実施、または、当社が関与する体制を構築することにより、子会社における業務の適正を確保する。
- (3) 子会社におけるコンプライアンス上の問題について、子会社の役員及び従業員が当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、子会社における業務の適正を確保する。
- (4) 子会社のコンプライアンスの推進を効果的に実施するため、当社の社長及び子会社等の代表者をメンバーとする「コンプライアンス連絡会」を設置するとともに、当社のコンプライアンス担当部署が子会社のコンプライアンスの推進を支援する。

[監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項]

- (1) 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助するための組織として、取締役の指揮命令系統から独立した「監査役室」を設置し、また、専従スタッフを配置する。
- (2) 監査役室のスタッフの独立性を確保するため、当該スタッフの人事考課は監査役の意見に基づき行い、また、人事異動等に関しては監査役と協議の上実施する。
- (3) 当該スタッフは、専ら監査役の指揮命令を受け、監査役の職務の補助を行う。

[取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制]

- (1) 監査役は、取締役会への出席を通じて取締役からの報告を受けるほか、常勤監査役は、常勤取締役会及び重要な会議への出席、決裁書その他職務の執行に関する重要書類を閲覧し、また、何時でも必要に応じて取締役及び従業員に対して説明や報告を求めることができる。
- (2) 取締役及び従業員は、その職務の執行状況やその他監査役の監査に必要な事項の説明や報告を監査役から求められた場合、これに適切に対応する。
- (3) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員から当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談されたコンプライアンス上の問題は、内部通報窓口を所管する部署から当社の監査役へ適時・適切に報告する。なお、当該通報・相談をした者に対し、当該通報・相談をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

[その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制]

- (1) 社長と監査役は、定期的な意見交換の場を持つことなどにより、相互の意思疎通を図る。
- (2) 監査計画に基づく監査役の往査・調査の実施にあたっては、対象部署及び子会社は、適切な資料の準備・提供や適切な回答を行うことなどにより、実効性のあるものとなるよう十分な対応を行う。
- (3) 監査役が、会計監査人、内部監査部署と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。
- (4) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次の通りであります。

- ・ 取締役会を年12回開催し、法令や定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の審議・報告を行いました。
- ・ 社外取締役の選任により、取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化いたしました。
- ・ 「コンプライアンス委員会」を年2回、「コンプライアンス連絡会」を年1回開催するとともに、内部通報制度の窓口として「コンプライアンスホットライン窓口」を総務部及び社外の法律事務所に設置し、当社及び子会社におけるコンプライアンス違反の防止に取り組みました。
- ・ 内部統制室が社内全部署を対象とした内部監査を実施し、法令等の遵守状況、職務の遂行に係る適正性・有効性等の確認を行いました。また、金融商品取引法等の法令に準拠し財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行いました。
- ・ 監査役会を年4回開催し、監査方針・監査計画の協議や監査状況の報告等を行うとともに、取締役会等の重要な会議への出席や社長との定期的な意見交換などにより、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることの確認を行いました。
- ・ 監査役は会計監査人及び内部統制室と連携し、社内の全部署の監査や子会社の事業運営状況の確認を行うことにより、当社及び子会社における職務の執行に関する適法性の確認を行いました。

貸借対照表 (平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
固定資産	73,170	固定負債	14,156
有形固定資産	57,733	長期借入金	6,636
製造設備	1,147	退職給付引当金	5,655
供給設備	41,609	役員退職慰労引当金	393
業務設備	10,163	ガスホルダー修繕引当金	449
附帯事業設備	2,827	固定資産除却損失引当金	340
建設仮勘定	1,985	器具保証引当金	681
無形固定資産	1,244	流動負債	17,872
借地権	54	1年以内に期限到来の固定負債	1,718
のれん	32	買掛金	3,543
ソフトウェア	1,113	未払金	3,720
その他無形固定資産	44	未払費用	2,307
投資その他の資産	14,192	未払法人税等	1,055
投資有価証券	11,088	前受金	1,533
関係会社投資	1,265	預り金	321
社内長期貸付金	174	関係会社短期債務	893
出資	0	社内預り金	2,736
長期前払費用	113	その他流動負債	42
繰延税金資産	1,370	負債合計	32,029
その他投資	194	(純資産の部)	
貸倒引当金	△ 15	株主資本	55,674
流動資産	18,122	資本金	2,754
現金及び預金	8,965	資本剰余金	36
受取手形	105	資本準備金	36
売掛金	5,857	利益剰余金	52,976
関係会社売掛金	770	利益準備金	688
未収入金	421	その他利益剰余金	52,288
製品	15	固定資産圧縮積立金	192
原材料	19	特別償却準備金	203
貯蔵品	340	別途積立金	47,780
前払費用	207	繰越利益剰余金	4,112
関係会社短期債権	168	自己株式	△ 93
繰延税金資産	163	自己株式	△ 93
受注工事勘定	1,080	評価・換算差額等	3,589
その他流動資産	41	その他有価証券評価差額金	3,589
貸倒引当金	△ 34	その他有価証券評価差額金	3,589
資産合計	91,293	純資産合計	59,263
		負債・純資産合計	91,293

損益計算書 (平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

費 用		収 益	
売上原価	29,997	製品売上	65,584
期首たな卸高	21	ガス売上	65,584
当期製品製造原価	9,029		
当期製品仕入高	21,006		
当期製品自家使用高	44		
期末たな卸高	15		
(売上総利益)	(35,587)		
供給販売費	26,875		
一般管理費	4,483		
(事業利益)	(4,227)		
営業雑費用	10,455	営業雑収益	11,080
受注工事費用	3,730	受注工事収益	3,762
器具販売費用	6,724	器具販売収益	7,294
		その他営業雑収益	23
附帯事業費用	873	附帯事業収益	1,035
(営業利益)	(5,015)		
営業外費用	130	営業外収益	570
支払利息	110	受取利息	7
雑支出	19	有価証券利息	0
		受取配当金	240
		受取賃貸料	264
		雑収入	57
(経常利益)	(5,455)		
特別損失	126	特別利益	41
固定資産売却損	17	固定資産売却益	41
減損損失	109		
(税引前当期純利益)	(5,370)		
法人税等	1,640		
法人税等調整額	0		
当期純利益	3,730		
合 計	78,312	合 計	78,312

株主資本等変動計算書 (平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金	その他利益剰余金						
					固定資産 圧縮 積立 金	特別償却 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,754	36	36	688	172	257	44,580	4,037	49,736	△ 91	52,436
当 期 変 動 額											
固 定 資 産 圧縮積立金の積立					21			△ 21			
固 定 資 産 圧縮積立金の取崩					△ 4			4			
特別償却準備金の取崩						△ 56		56			
実効税率変更に伴う 準備金の増加					1	1		△ 3			
別途積立金の積立							3,200	△3,200			
剰余金の配当								△ 490	△ 490		△ 490
当期純利益								3,730	3,730		3,730
自己株式の取得										△ 1	△ 1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当期変動額合計					19	△ 54	3,200	74	3,240	△ 1	3,238
当 期 末 残 高	2,754	36	36	688	192	203	47,780	4,112	52,976	△ 93	55,674

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当 期 首 残 高	3,319	3,319	55,756
当 期 変 動 額			
固 定 資 産 圧縮積立金の積立			
固 定 資 産 圧縮積立金の取崩			
特別償却準備金の取崩			
実効税率変更に伴う 準備金の増加			
別途積立金の積立			
剰余金の配当			△ 490
当期純利益			3,730
自己株式の取得			△ 1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	269	269	269
当期変動額合計	269	269	3,507
当 期 末 残 高	3,589	3,589	59,263

個別注記表 (平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっている。

たな卸資産（製品、原料、貯蔵品）の評価は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっている。

無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。また、のれんについては、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却することとしている。ただし、金額が僅少な場合には、全額発生年度の損益として処理することとしている。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。また、数理計算上の差異についてはその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、翌期から費用処理することとしている。

役員退職慰労引当金は、役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上している。

固定資産除却損失引当金は、市川工場の廃止に伴う除却損及び撤去費用の発生に備えるため、見積額を計上している。

器具保証引当金は、販売器具の保証期間内のメンテナンス費用の支出に備えるため、見積額を計上している。

- (4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微である。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	189,701百万円
無形固定資産の減価償却累計額	7,796百万円

(2) 保証債務

子会社に対する借入金保証	1,343百万円
--------------	----------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	4,060百万円
-----	----------

仕入高	7,181百万円
-----	----------

営業取引以外の取引高	67百万円
------------	-------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度末における自己株式数	普通株式	198,701株
----------------	------	----------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

退職給付引当金	1,585百万円
減価償却費	492百万円
その他	797百万円
繰延税金資産合計	2,875百万円

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	1,187百万円
その他	154百万円
繰延税金負債合計	1,341百万円
繰延税金資産の純額	1,534百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科 目	期末 残高
子会社	京葉ガス 不動産㈱	直接 100%	不動産の賃貸借 役員の兼任等	債務保証 (注)	1,343	—	—

(注) 京葉ガス不動産㈱の金融機関からの借入金につき債務保証を行ったものである。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	氏 名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科 目	期末 残高
役員	菊池 智	—	当社代表取締役会長 公益財団法人 菊池美術財団理事長	公益財団法人 菊池美術財団への 寄付金の支払	10	—	—

(注1) 上記の取引は、いわゆる第三者のための取引である。

(注2) 当社代表取締役会長菊池智氏については、平成28年8月20日逝去により退任したことに伴い、関連当事者に該当しなくなっている。このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額、期末残高には関連当事者ではなくなった時点の残高を記載している。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,087.88円
1株当たり当期純利益	68.48円

9. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結貸借対照表 (平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
固定資産	83,073	固定負債	17,846
有形固定資産	66,181	長期借入金	7,727
製造設備	1,147	繰延税金負債	48
供給設備	43,075	役員退職慰労引当金	437
業務設備	10,869	ガスホルダー修繕引当金	472
その他の設備	8,899	固定資産除却損失引当金	340
建設仮勘定	2,190	器具保証引当金	681
無形固定資産	1,238	退職給付に係る負債	7,037
その他無形固定資産	1,238	その他固定負債	1,100
投資その他の資産	15,653	流動負債	19,088
投資有価証券	13,495	1年以内に期限到来の固定負債	2,048
長期貸付金	174	支払手形及び買掛金	3,693
繰延税金資産	1,533	未払法人税等	1,230
その他投資	467	その他流動負債	12,115
貸倒引当金	△ 17	負債合計	36,934
流動資産	22,033	(純 資 産 の 部)	
現金及び預金	12,621	株主資本	63,302
受取手形及び売掛金	6,861	資本金	2,754
商品及び製品	15	資本剰余金	36
仕掛品	1,153	利益剰余金	60,756
原材料及び貯蔵品	385	自己株式	△ 244
繰延税金資産	179	その他の包括利益累計額	2,794
その他流動資産	852	その他有価証券評価差額金	3,639
貸倒引当金	△ 36	退職給付に係る調整累計額	△ 845
資産合計	105,107	非支配株主持分	2,076
		純資産合計	68,172
		負債・純資産合計	105,107

連結損益計算書 (平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

費 用		収 益	
売 上 原 価 (売上総利益)	42,703 (38,281)	売 上 高	80,984
供 給 販 売 費	27,550		
一 般 管 理 費 (営業利益)	4,781 (5,950)		
営 業 外 費 用	159	営 業 外 収 益	589
支 払 利 息	138	受 取 利 息	9
雑 支 出	21	受 取 配 当 金	245
		受 取 賃 貸 料	224
		持分法による投資利益	37
		雑 収 入	72
(経 常 利 益)	(6,379)		
特 別 損 失	126	特 別 利 益	41
固 定 資 産 売 却 損	17	固 定 資 産 売 却 益	41
減 損 損 失	109		
(税金等調整前当期純利益)	(6,295)		
法人税、住民税及び事業税	1,969		
法人税等調整額	228		
(当 期 純 利 益)	(4,097)		
非支配株主に帰属する当期純利益	97		
親会社株主に帰属する当期純利益	3,999		
合 計	81,615	合 計	81,615

連結株主資本等変動計算書 (平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			非支配株主分	純資産計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,754	36	57,246	△ 242	59,794	3,408	15	3,423	1,988	65,206
当 期 変 動 額										
剰余金の配当			△ 490		△ 490					△ 490
親会社株主に帰属する当期純利益			3,999		3,999					3,999
自己株式の取得				△ 1	△ 1					△ 1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						231	△ 860	△ 629	87	△ 541
当 期 変 動 額 合 計			3,509	△ 1	3,507	231	△ 860	△ 629	87	2,966
当 期 末 残 高	2,754	36	60,756	△ 244	63,302	3,639	△ 845	2,794	2,076	68,172

連結注記表 (平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで)

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

京葉ガス不動産㈱

京葉ガスカスタマーサービス㈱

京和ガス㈱

(2) 主要な非連結子会社の名称等

京和住設㈱

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いている。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

京葉住設㈱

ページー情報システム㈱

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(京和住設㈱)は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外している。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法によっている。

たな卸資産(製品、原料、貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっている。

無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

役員退職慰労引当金は、役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上している。

固定資産除却損失引当金は、当社市川工場の廃止に伴う除却損及び撤去費用の発生に備えるため、見積額を計上している。

器具保証引当金は、販売器具の保証期間内のメンテナンス費用の支出に備えるため、見積額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債に計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異についてはその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却することとしている。ただし、金額が僅少な場合には、全額発生年度の損益として処理することとしている。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更している。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額は無い。

2. 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微である。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保資産

担保に供している資産	その他の設備	2,958百万円
担保に係る債務	長期借入金	1,091百万円
	1年以内に期限到来の固定負債	252百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 203,834百万円

3. 無形固定資産の減価償却累計額 7,825百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 54,675,000株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成28年3月29日 定時株主総会	普通株式	245百万円	4.50円	平成27年12月31日	平成28年3月30日
平成28年7月29日 取締役会	普通株式	245百万円	4.50円	平成28年6月30日	平成28年8月26日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成29年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	299百万円	5.50円	平成28年12月31日	平成29年3月30日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については金融機関からの借入により行っている。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは内部管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

借入金の使途は設備投資に係る長期資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施し、リスクの低減を図っている。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、投機目的の取引は行っていない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 （*1）	時価（*1）	差額
(1) 現金及び預金	12,621	12,621	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,861	6,861	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	10,389	10,389	—
(4) 長期借入金（*2）	(9,699)	(9,876)	△177
(5) 支払手形及び買掛金	(3,693)	(3,693)	—
(6) デリバティブ取引	—	—	—

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（*2）長期借入金には、1年以内に返済予定のものを含めている。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては（下記(6)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定している。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格によっている。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載している（上記(4)参照）。

- (注2) 子会社及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額1,904百万円）並びに非上場株式（連結貸借対照表計上額1,201百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県その他の地域において、賃貸用の物流倉庫等（土地を含む）を有している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
7,484	17,699

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額である。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,232.40円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 74.58円 |

【その他の注記】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月9日

京葉瓦斯株式会社
取締役会 御中

監査法人 青柳会計事務所

代表社員 公認会計士 本間 哲也 ㊞
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 小松 哲 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京葉瓦斯株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月9日

京葉瓦斯株式会社
取締役会 御中

監査法人 青柳会計事務所

代表社員	公認会計士	本間哲也	Ⓜ
業務執行社員			
業務執行社員	公認会計士	小松哲	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京葉瓦斯株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京葉瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 監査法人青柳会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 監査法人青柳会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月14日

京葉瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役	近藤英男	㊟
常勤監査役	磯村章吾	㊟
社外監査役	加賀見俊夫	㊟
社外監査役	青柳俊一	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、ガス事業を中心とする公共性の高い業種であることから、企業収益の配分につきましては、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定配当の維持継続を基本方針としております。

この基本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、普通配当を1株につき4円50銭とし、また、平成28年1月4日にお客さま件数が90万件に到達いたしましたことから、株主の皆さまの日頃のご支援に感謝の意を表するため、1株につき1円の記念配当を実施し、あわせて1株につき5円50銭といたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円50銭 総額299,619,645円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,200,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,200,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社及び子会社の事業の現状に則して事業内容の明確化を図るため、現行定款第3条に定める事業目的を追加（変更案第3条第13号）いたします。

(2) 本号文の新設に伴い、号数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更部分は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ｝ (号文省略)</p> <p>12. (新 設)</p> <p><u>13.</u> ｝ (号文省略)</p> <p><u>18.</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>1. ｝ (現行どおり)</p> <p>12.</p> <p><u>13. コールセンターの運営、各種講習会等の企画・運営及び一般事務作業の受託</u></p> <p><u>14.</u> ｝ (現行どおり)</p> <p><u>19.</u></p>

第3号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役全員（13名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>きくち みさお 菊池 節 昭和25年4月9日</p>	<p>昭和51年11月 株式会社南悠商社監査役 昭和52年1月 高萩炭礦株式会社監査役 平成9年1月 同社取締役副社長 平成15年1月 株式会社南悠商社代表取締役副社長 平成15年3月 当社取締役 平成26年6月 パウダーテック株式会社代表取締役副会長 平成28年6月 同社代表取締役会長（現任） 平成28年8月 当社代表取締役副社長 平成28年9月 株式会社南悠商社代表取締役社長（現任） 平成28年10月 当社代表取締役会長（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社南悠商社代表取締役社長 パウダーテック株式会社代表取締役会長 公益財団法人菊池美術財団理事長</p>	622,213株
<p>【取締役候補者とした理由】 他会社において代表取締役を務めるなど企業経営に関する豊富な経験を有し、平成15年3月から当社取締役として、また、平成28年10月から当社代表取締役会長として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	はぶひろし 羽生 弘 昭和31年3月31日	昭和54年4月 当社入社 平成15年4月 当社企画部長 平成19年3月 当社取締役企画部長 平成23年3月 当社常務取締役供給本部長 (現任)	39,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 供給部門・企画部門等において豊富な業務経験を有し、平成19年3月から当社取締役として、また、平成23年3月から当社常務取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
3	こいざわかずあき 小井澤 和 明 昭和29年3月1日	昭和53年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 平成10年7月 中部経済産業局資源エネルギー部長 平成12年6月 地域振興整備公団地域産業振興部長 平成14年7月 関東経済産業局資源エネルギー部長 平成16年7月 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー技術開発部長 平成19年7月 同機構理事 平成22年8月 資源エネルギー庁国際戦略交渉官 平成23年7月 経済産業省退職 平成23年9月 当社入社 平成24年3月 当社取締役企画部長 平成25年3月 当社常務取締役 平成27年3月 当社常務取締役（企画部・情報システム部・技術研修センター管掌）（現任）	15,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 企画部門等において豊富な業務経験を有し、平成24年3月から当社取締役として、また、平成25年3月から当社常務取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	まる やま きょう じ 丸 山 京 治 昭和33年3月2日	昭和55年4月 当社入社 平成18年4月 当社産業営業部長 平成20年7月 当社エネルギー開発部長 平成21年3月 当社取締役エネルギー開発部長 平成23年3月 当社取締役営業本部長補佐、エネルギー開発部長 平成23年4月 当社取締役営業本部長補佐、営業企画部長兼エネルギー開発部長 平成24年4月 当社取締役営業本部長補佐、リビング営業部長兼エネルギー開発部長 平成24年7月 当社取締役営業本部長補佐、リビング営業部長兼ホームサービス部長 平成26年4月 当社取締役営業本部長補佐、リビング営業部長 平成27年3月 当社常務取締役営業本部長(現任)	25,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 営業部門等において豊富な業務経験を有し、平成21年3月から当社取締役として、また、平成27年3月から当社常務取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	え ぐち たかし 江 口 孝 昭和36年3月6日	昭和58年4月 当社入社 平成22年4月 当社経理部長 平成25年3月 当社取締役経理部長 平成27年3月 当社常務取締役(経理部・資材部管掌)(現任)	36,246株
<p>【取締役候補者とした理由】 経理部門等において豊富な業務経験を有し、平成25年3月から当社取締役として、また、平成27年3月から当社常務取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	やま うら のぶ すけ 山 浦 信 介 昭和33年10月26日	昭和57年4月 当社入社 平成21年4月 当社お客さまサービス部長 平成23年4月 当社人事部長 平成25年3月 当社取締役人事部長（現任）	15,000株
	【取締役候補者とした理由】 人事部門・営業部門等において豊富な業務経験を有し、平成25年3月から当社取締役を務めており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
7	まえ かわ わたる 前 川 渡 昭和25年2月10日	昭和55年5月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成10年1月 前川法律事務所開設 所長（現任） 平成15年5月 株式会社ポイント（現、株式会社アダストリア）社外監査役（現任） 平成16年4月 第一東京弁護士会副会長 平成27年3月 当社取締役（現任） 重要な兼職の状況 前川法律事務所所長 株式会社アダストリア社外監査役	2,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 弁護士として高度な専門性を有し、平成27年3月から当社社外取締役を務めており、その豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
8	もり たか お 森 隆 男 昭和33年9月25日	平成3年3月 公認会計士登録 平成13年7月 公認会計士森隆男事務所開設 所長（現任） 平成15年5月 税理士登録 平成25年9月 青南監査法人社員（現任） 平成27年6月 株式会社アイセイ薬局社外取締役（現任） 平成28年3月 当社取締役（現任） 重要な兼職の状況 公認会計士森隆男事務所所長 青南監査法人社員 株式会社アイセイ薬局社外取締役	1,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 公認会計士及び税理士として高度な専門性を有し、平成28年3月から当社社外取締役を務めており、その豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
9	※ ふな き たか し 船 木 隆 志 昭和38年5月21日	昭和61年4月 当社入社 平成23年4月 当社技術研修センター部長 平成25年4月 当社企画部長（現任）	2,000株
	【取締役候補者とした理由】 企画部門・総務部門等において豊富な業務経験を有し、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。		
10	※ ふる いち せい いち 古 市 聖 一 昭和39年9月10日	昭和62年4月 当社入社 平成27年4月 当社広報部長 平成27年7月 株式会社アクセス専務取締役（出向） 平成28年8月 株式会社アクセス代表取締役社長（出向）（現任） 重要な兼職の状況 株式会社アクセス代表取締役社長	4,000株
	【取締役候補者とした理由】 営業部門等における豊富な業務経験や当社のグループ会社の代表取締役を務めるなど企業経営に関する経験を有し、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
11	※ 安 田 明 洋 昭和40年10月8日	昭和63年4月 当社入社 平成28年4月 当社供給企画部長（現任）	9,000株
	【取締役候補者とした理由】 企画部門・供給部門等において豊富な業務経験を有し、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 当社は、取締役候補者菊池節氏が代表となっている各法人と取引関係があります。
3. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありませんが、前川渡氏の所属する法律事務所と当社の間には、法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託の取引関係があります。
4. 前川渡、森隆男の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
5. 前川渡氏の当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって2年、森隆男氏の当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、前川渡、森隆男の両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。両氏の再任をご承認された場合、当社は両氏との間で上記の契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役近藤英男氏及び青柳俊一氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

監査役候補者

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	あお やぎ しゅん いち 青 柳 俊 一 昭和30年7月12日	昭和55年4月 株式会社千葉興業銀行入行 平成16年6月 同行執行役員経営企画部長 平成19年5月 同行常務執行役員 平成19年6月 同行常務取締役常務執行役員 平成21年6月 同行代表取締役頭取CEO (現任) 平成22年3月 当社監査役(現任) 重要な兼職の状況 株式会社千葉興業銀行代表取締役頭取CEO	13,000株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 企業経営に関する豊富な経験や財務・会計に関する相当程度の知見を有し、また、平成22年3月から当社社外監査役を務めており、その豊富な経験と高い見識を当社の経営に対する監査・監督に活かすため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	※ <small>やま だ ひで お</small> 山 田 英 男 昭和29年12月8日	昭和52年4月 当社入社 平成18年4月 当社資材部長 平成20年4月 当社総務人事部部長 平成20年7月 当社総務部長 平成21年3月 京葉ガス不動産株式会社代表取締役社長（現任） 平成21年3月 当社取締役総務部長 平成22年4月 当社取締役総務部長兼内部統制室長 平成23年3月 当社常務取締役 平成27年3月 当社常務取締役（広報部・総務部・人事部管掌）（現任）	34,500株
【監査役候補者とした理由】 総務部門等において豊富な業務経験を有し、平成21年3月から当社取締役及び当社グループ会社の代表取締役として、また、平成23年3月から当社常務取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に対する監査・監督に活かすため、監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありませんが、当社は、山田英男氏が代表となっている京葉ガス不動産株式会社と取引関係があります。なお、山田英男氏は平成29年3月14日をもって京葉ガス不動産株式会社代表取締役社長を退任する予定であります。
3. 青柳俊一氏は社外監査役候補者であります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
4. 青柳俊一氏が代表取締役頭取CEOを務める株式会社千葉興業銀行は、当社の主要な取引金融機関であり、また同氏は同行より取締役としての報酬を受けております。なお、同氏が同行代表取締役頭取CEO在任中、同行において、職員による顧客の現金着服などの不祥事件が発生いたしました。当該事案に関し同氏を含む同行経営陣は、関係当局への通報・届出、不祥者を解雇したほか、内部管理体制の強化・見直し、再発防止策の策定を行いました。
5. 当社は、青柳俊一氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。同氏の再任がご承認された場合、当社は同氏との間で上記の契約を継続する予定であります。

第5号議案 故代表取締役会長菊池智氏に対し弔慰金並びに退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成28年8月20日に逝去いたしました故代表取締役会長菊池智氏に対し、その在任中の功労に報いるため、弔慰金（退職慰労金）を、また、本定時株主総会最終の時をもって任期満了により取締役を退任されます潟山英清、山田英男、小形正浩、佐藤孝次、福本英敏の各氏並びに監査役を退任されます近藤英男氏に対し、その在任中の功労に報いるため、退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれ一任願いたいと存じます。

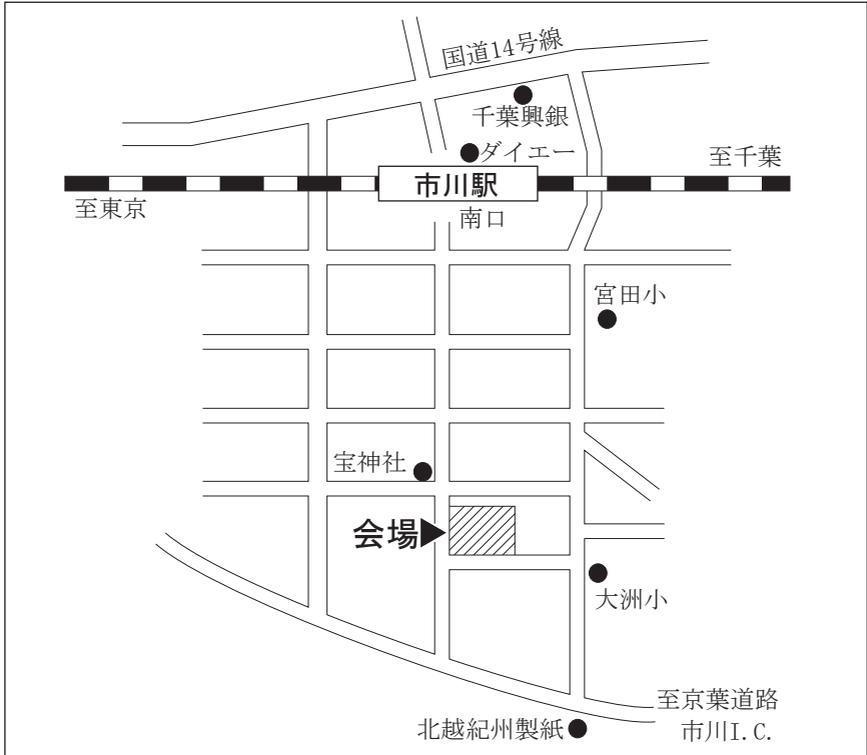
故代表取締役会長菊池智氏並びに退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
菊池智	平成8年3月 当社代表取締役会長 平成28年8月 逝去
潟山英清	平成17年3月 当社取締役 平成20年3月 当社常務取締役 平成23年3月 当社代表取締役社長（現任）
山田英男	平成21年3月 当社取締役 平成23年3月 当社常務取締役（現任）
小形正浩	平成27年3月 当社取締役（現任）
佐藤孝次	平成23年3月 当社取締役（現任）
福本英敏	平成25年3月 当社取締役（現任）
近藤英男	平成25年3月 当社常勤監査役（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県市川市市川南二丁目 8 番 8 号
当会社 本店
電話 047(325)4111



JR総武線 市川駅から徒歩約6分